

意見書

平成23年8月1日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

住 所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちやうめさんぼんにごう
東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏 名 かぶしきがいしゃ
KDDI株式会社

だいひやうとりしまりやくしやちやう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

連絡先 TEL:

FAX:

メールアドレス

「競争セーフガード制度の運用に関する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

(文中では敬称を省略しております。)

検証項目	意見
はじめに	<p>我が国の電気通信市場は、自由化されてから25年が経過した現在においても、NTTグループが、「ボトルネック設備」と「顧客基盤」を公社時代から継承、保有していることに加え、持株会社体制の下、グループ各社が連携して圧倒的な市場支配力を保持し続けています。</p> <p>これまでも、NTTグループにおける累次の公正競争に関する措置、ルール整備が行われ、電気通信事業法及びNTT法の適切な運用を確保することを目的として競争セーフガード制度が実施されてきていますが、接続事業者から公正競争上問題がある事案について重ねて指摘があったとしても、毎年「十分な論拠が得られない」等の考え方が示されて「引き続き注視する」という結論が出されることが大半であり、総務省からNTT東・西に対して能動的な調査や実効的な監視が行われることはありませんでした。</p> <p>さらに、総務省がNTT東・西に対して要請して報告を受けた内容については詳細に開示されることはなく、また、その報告内容についてその後の競争セーフガード制度における検証において継続的なチェックを行い、検証結果に反映させる等のPDCAサイクルを着実に実施することもありませんでした。</p> <p>一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の目的外利用の事案がその最たる例であり、毎年、競争事業者から指摘があっても、「注視」するだけであり未然に防ぐことができなかったことを踏まえると、総務省による競争セーフガード制度における検証は単なる形式的なものと言っても過言ではないと考えます。</p> <p>そのため、本制度におけるこれまでの不透明な検証プロセスを見直すことが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p> <p>一方、今次国会において成立した改正電気通信事業法に、機能分離の実施や子会社等との一体経営への対応が盛り込まれたことにより、NTT東・西に対し、接続情報の管理徹底、</p>

利用部門と設備部門のファイアウォールの徹底、競争事業者との同等性の確保、子会社を活用した禁止行為等について、総務省が厳格にチェックし、問題があれば是正措置を講ずるというPDCAサイクルが実施されることが期待されることです。

しかしながら、実質的に営業活動を行っている販売代理店やNTTドコモの子会社等への禁止行為規制の適用や、NTTファイナンスのような非電気通信事業者を活用したグループ連携といったNTTグループドミナンスへの対応の強化については本改正においては、全く措置されておらず、不十分と言わざるを得ません。

これまで、競争事業者からNTT東・西による子会社を活用した禁止行為規制を潜脱する行為について毎年指摘されている中、NTT西日本による接続情報の流用が発生したことを踏まえると、改正電気通信事業法でも規定されていないNTT持株会社傘下の兄弟会社やNTTグループ内企業同士が出資した新会社等を活用して禁止行為規制を潜脱する新たな事例が出てくる懸念があると考えます。

加えて、NTT法改正に伴い活用業務が届出制に変更されることにより、NTT東・西の業務範囲の拡大が容易に実施可能となります。

今回の法改正では措置されていないグループドミナンスやNTT東・西への規制緩和である活用業務の届出化によって、NTTグループが電気通信市場を席卷し、独占回帰することが危惧されます。

NTTグループによる独占化が進めば、料金の高止まりや新サービス展開の阻害といった事態を招くことが明白であり、電気通信市場の健全な発展及び国民利便の向上を損ねる結果となります。それらを回避し、真の公正競争の下、国民利便の更なる向上を図るためには、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要であり、ポトルネットワーク設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入が必要と考えます。

ルール導入までの措置としては、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止すべきグループ連携事例を明記した上

			<p>で、競争セーフガード制度における検証において「十分な論拠が得られない」ため「引き続き注視する」といったように安易に結論付けるのではなく、改正電気通信事業法に基づく機能分離や子会社一体経営の検証と同様に、NTT東・西に対して十分な情報開示を要請し、NTT東・西自身に挙証させ、それに基づいて総務省は厳格な検証をすべきと考えます。</p> <p>3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、上述のように競争セーフガード制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要であると考えます。さらに、機能分離や子会社監督規制の検証のみならず、NTTグループ連携やNTTグループの市場支配力が競争環境に与える影響を考慮した上で包括的な検証をしなければ、競争政策全体の適正性・有効性は判断できないと考えます。</p>
<p>1 指定電気通信設備制度に関する検証</p>	<p>(1) 第一種指定電気通信設備に関する検証</p>	<p>イ 指定の対象に関する検証</p>	<p>■光屋内配線の転用に関する課題の解消について</p> <p>屋内配線を光ファイバで提供する集合住宅やビル向けのFTTHサービスについては、NTT東・西がマンションデベロッパーやビルオーナー等と提携して棟内の光屋内配線を敷設し、排他的にサービス提供する事例が増加しており、マンションやビル内のユーザーが、競争事業者のFTTHサービスに切り替えることが事実上不可能になるという問題が生じています。</p> <p>今後、新規に建設するマンションやビルについては、MDF室内に複数事業者の回線終端装置の設置可能なスペースを確保すると共に、NTT東・西が設置した棟内の「パッチパネル～光屋内配線～光コンセント」をユーザー単位で競争事業者に転用できるよう指定設備化して開放を義務化するなど、集合住宅やビル向けに通信事業者が敷設した屋内配線を他の事業者もユーザー単位で再利用可能となるようルールを整備し、ユーザーが事業者を選択できるようにすべきです。</p> <p>また、屋内配線の転用率を向上し、さらに、転用時に工事担当者を派遣せずユーザーに機器設定を行ってもらう無派遣工事スキームも実施することで、ユーザー負担の低減を図ることが必要と考えます。</p>

	<p>ウ アンバンドル機能の対象に関する検証</p>	<p>■NTT東・西利用部門と競争事業者との同等性確保について</p> <p>機能分離や子会社監督義務に関する検証のみならず、設備構築情報の扱いの同等性、開通までの期間の同等性、アンバンドル機能の利用条件の同等性、等に関するデータを検証基準として予め規定すべきと考えます。</p> <p>■コロケーション・中継ダークファイバの利用ルールの改善について</p> <p>競争事業者が全国にエリアを拡大する際、コロケーション・中継ダークの空きがないとの理由により、エリア展開が不可能となるビル／区間が存在した場合、競争事業者のサービス展開に必要な設備の設置ができず、サービス提供が不可能になるため、数ヶ月連続して接続事業者が設備設置不可能な状況が発生しないよう、適正な需要予測に基づいて、自社利用分(リザーブ分)と接続事業者への提供分との配分を適切に調整すべきと考えます。</p> <p>また、「D」ランクとなっているビル／区間で一定期間内に利用可能とする仕組みの導入や、接続事業者の予見性確保のため、NTT東・西の向こう数ヶ月の設備手配情報を公開する仕組みを導入すべきと考えます。</p> <p>■加入ダークファイバ開通要員の公平な配置ルールについて</p> <p>競争事業者がNTT東・西の加入ダークファイバやシェアアクセスを利用してFTTHサービスを提供する際、NTT東・西の利用部門との間で開通までの期間に大きな差が生じるという事案が以前存在しました。</p> <p>開通にかかるリードタイムや開通に必要な要員配置がNTT東・西利用部門と接続事業者の間で同等となるよう運用を徹底する必要があると考えます。そのためには、NTT東・西に自主的にルールを作らせた上で、リードタイムの実績を検証することが必要と考えます。</p> <p>■地中化エリアにおける光ファイバの開放について</p> <p>地中化による無電柱化等が進行している地域でFTTHサービスを展開する場合には、管路内に光ファイバを敷設する必要がありますが、各戸・ビルへの引込部の管路径が狭隘であり、な</p>
--	----------------------------	--

		<p>おかつ掘削制限の存在により直ちに管路自体を敷設することもできないために競争事業者が追加的に光ファイバを敷設できない事例が多く発生しています。</p> <p>本年4月に閣議決定された、内閣府の『規制・制度改革に係る方針』においても、今年度内に光ファイバの部分開放に関するルールについて検討し、結論を得ると記述されているところであり、ユーザーの選択肢を確保する観点から、これらの地域でNTT東・西が敷設した光ファイバについて、「電柱(クロージャール)～管路～各戸」の部分的な開放についてのルールを早急に整備すべきです。</p> <p>■NTT西日本における無派遣工事メニューの設定について</p> <p>光コンセント設置済みの戸建て住宅の場合は、基本的に宅内工事を必要としないため、NTT東日本における宅内工事を行わないメニューを、NTT西日本も早期に導入すべきと考えます。</p> <p>これにより、サービス利用開始までの期間の短縮や工事費の低減を実現し、ユーザー利便向上を図るべきと考えます。</p> <p>■番号ポータビリティの運用の見直しについて</p> <p>現行のNTT東・西の加入電話については、番号ポータビリティ制度によって、同一番号のままで、NTT東・西や競争事業者が提供するIP電話等に移行することが可能となっています。</p> <p>しかしながら、同一番号で移転が可能な範囲については、NTT東・西が定める運用ルール(「一般加入電話・ISDN番号ポータビリティ業務仕様書」)において「一般番号ポータビリティ対象番号は、NTT地域会社の加入電話等において同一番号による設置場所変更が可能な範囲内に限り使用可能とする。」との規定があり、電気通信番号規則上は同一番号区画内であれば移転可能であるにも関わらず、NTT東・西收容局の範囲内に限定されている状況です。</p> <p>一方で、ユーザー視点から見るとNTT東・西收容局の範囲を跨って引越す場合でも同じOAB～J番号を使い続けたいというニーズは高いと思われ、当社へもそうした要望が寄せられるケ</p>
--	--	--

		<p>ースがあります。また、IP電話ではNTT東・西の收容局による制約を受けないようにすることは、技術的には極めて容易と考えられます。</p> <p>従って、現在の制約を解消して同一番号区画内を同一番号で自由に移転できるようにすれば、NTT東・西のひかり電話を含むIP電話全体の魅力が高まり、IP網への移行を促進する効果があると考えます。(例：東京23区内で引っ越し機会に加入電話からひかり電話等のIP電話へ切り替える動機が生まれる。)</p> <p>この点を踏まえ、NTT東・西は番号ポータビリティの運用ルールを直ちに見直すべきです。</p>
	<p>その他</p>	<p>■光配線区域情報の透明性担保と運用ルールについて</p> <p>光配線区域情報については、事業者の要望を受けてから一定期間経過後に有料で公開される運用になっていますが、タイムリーに最新の情報が入手できない状況です(現状は3～4ヶ月かかる状況)。</p> <p>また、配線区域内の世帯数が過少なケースがあるため、競争事業者が効率的にユーザーを集められず、事実上の参入障壁となっていることに加え、光配線区域情報の同一区域内での局外スプリッタ増設による無駄な「光主端末回線」設置が発生し、競争事業者の採算性に多大な影響を与えているケースが存在します。そのため、以下のような運用ルールを設定すべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の光配線区域情報の事前開示 <p>全国分の光配線区域情報について、WEB等でリアルタイムに最新の情報を開示すべき。</p> ・適切な配線区域内世帯数の確保 <p>最低限、NTT東・西が目安としている区域内世帯数(NTT東：約50世帯、NTT西：約40世帯)を担保した上で、競争が成立する光配線区域内世帯数を検証して統合等により適正世帯数に拡大すべき。</p> ・局外スプリッタ増設基準の明確化 <p>同一配線区域内での増設は原則的に8分岐が全て埋まった後とすべき。</p>

(3) 禁止行為に関する検証	3-1) 指定電気通信設備に関する検証	ア 第二種指定電気通信設備に係る禁止行為規制の適用事業者の指定要件に関する検証	ブロードバンド普及促進のための競争政策委員会事業者ヒアリング(2011年6月実施)における当社資料のとおり、NTTドコモは5割近いシェアを有し、移動体市場で圧倒的なドミナント事業者であることに加え、NTTグループ全体で市場支配力を持っていることから行為規制は現行通り維持すべきと考えます。
		イ 禁止行為規制の運用状況に関する検証	<p>■NTT東・西によるFTTH販売に係る接続関連情報の利用</p> <p>接続事業者は、NTT東・西が保有するボトルネック設備に接続してサービス展開を図っています。一昨年に発生したNTT西日本による接続情報の流用のような事例が発生していることに鑑みると、接続業務に係る他事業者の情報を自社の営業活動に流用するような違法行為がNTT東・西によって行われている可能性は否定しえません。こうした行為は、電気通信事業法第30条に抵触することから、接続業務で知り得た他事業者の情報を利用した営業活動を禁止しているファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>■NTT東・西の116窓口における加入電話移転手続きに伴うフレッツ光の営業活動</p> <p>NTT東・西は、公社時代から継承した加入電話の「顧客基盤を活用」できると共に、接続業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を取得できることから、加入電話の手続きの際に接続情報をフレッツ光の営業活動において用いている可能性があります。営業面でのファイアーウォールを遵守する必要があるにも関わらず、今年度においても、未だ116窓口における加入電話移転手続き等に伴うフレッツ光の営業活動の問題事例が接続事業者から指摘されており、事態は依然として改善されていない状況が続いています。</p> <p>本事例は、電気通信事業法第30条に定める禁止行為に該当し、フレッツ光が活用業務と</p>

				<p>して認可された際の条件である「電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないこと」からも逸脱した行為であるといえます。</p> <p>こうした事例の発生を防止するには、NTT東・西内において、加入電話とフレッツ光の部門の所在地・対応者を物理的に分離するなど、ファイアーウォール措置の徹底を実質的に担保できる体制を構築すべきと考えます。</p> <p>今回の電気通信事業法改正に伴い、接続関連情報の管理徹底等が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証、及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>■ 県域等子会社とNTT東・西及びNTTグループ各社の一体営業</p> <p>NTT東・西の県域等子会社によるNTTドコモの携帯電話の販売（別添資料参照）は、NTT東・西が、自らのサービスの販売を受託している県域等子会社を通じてNTTドコモと連携することにより、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>こうした、NTT東・西本体から電気通信業務の主たる部分を委託された子会社を通じた固定と移動の排他的なセット販売は、禁止行為に該当する行為といえます。</p> <p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西は子会社に対する監督義務が規定されたところであり、総務省は、厳格な調査、検証及びそれに基づく是正措置を着実に講じるべきと考えます。</p> <p>しかし、このような禁止行為に該当する排他的なセット販売については、今回の電気通信事業法改正では明示的に対応されていないことから、直ちに法改正を行い、禁止すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p> <p>なお、子会社から代理店等に再委託されることも容易に想定できるため、子会社のみならず、子会社から代理店に再委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ち</p>
--	--	--	--	---

			<p>に法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>■ドコモショップにおけるフレッツとNTTドコモ携帯電話のセット割引</p> <p>ドコモショップにおいて、NTT東・西のフレッツとNTTドコモの携帯電話の同時加入で、携帯電話端末の割引が引き続き実施されていますが(別添資料参照)、これは、固定と移動をセットで販売する排他的な一体営業です。</p> <p>本事例のように、禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ(本事例の場合、NTT東・西)と連携してセット割引することは、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であり、ドコモショップを介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールを導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載すべきと考えます。</p> <p>■家電量販店等を通じた営業活動について</p> <p>一部の家電量販店では、NTT東・西のフレッツとNTTコミュニケーションズのOCNとをセットで契約した際に高額の割引を付与している事例が引き続き存在しますが、これは、量販店等を通じて、特定関係事業者とドミナント事業者同士とのサービスをセット販売する排他的な一体営業です。</p> <p>このような営業活動は、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、量販店等を介して禁止行為規制を潜脱する行為といえます。</p>
--	--	--	---

				<p>今回電気通信事業法改正に伴い、NTT東・西に対しては子会社に対する監督義務が規定されたところですが、家電量販店等の代理店は未だその対象ではないことから、代理店に委託された内容についても調査・検証することが必要であり、直ちに法改正を実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p> <p>■NTT東・西／NTTドコモの市場支配力の上位レイヤーへの行使、当該市場支配力を起点としたグループドミナンスの行使（NTT IDログインサービス、NTTネット決済等）</p> <p>禁止行為規制の対象であるNTTドコモが、NTTグループ内の自己の関係事業者のみ（NTTコミュニケーションズ、NTTレゾナント）と連携してシングルサインオンや一括請求のようなサービスを提供することは、形式的には他社にもオープンになっているものの、競争領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、禁止行為に定める自己の関係事業者と一体となった排他的業務であるといえます。</p> <p>さらに、NTT東・西のサービスが対象に加わった場合には、加入電話をレバレッジとしたグループドミナンスが行使され、公正競争がより一層阻害されるおそれがあると考えます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールの導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>
--	--	--	--	---

				<p>■NTTファイナンスによるNTTグループカードにおけるグループ各社の優先的取扱い</p> <p>NTT持株の傘下にあるNTTファイナンスが、NTTドコモや公社時代に構築したボトルネック設備を保有するNTT東・西と、NTTグループ各社との実質的なセット割引を実施することは、実効上排他性があるため公正競争上問題であると考えます。形式的には他社にもオープンになっているものの、競合領域の多いライバル企業との組み合わせはビジネス上あり得ないため、結果的に排他的になっているといえます。</p> <p>さらに、平成22年6月1日付け日本経済新聞朝刊では、NTTドコモの携帯電話、NTT東・西の固定電話およびフレッツ光とひかり電話、NTTコミュニケーションズが提供する長距離・国際電話とOCNの計6サービスの料金徴収業務を、平成23年度中にNTTファイナンスに集約すると報じられています。</p> <p>これが事実であるならば、自己の関係事業者と一体となった排他的業務に該当するものであり、電気通信事業法第30条に抵触する行為そのものといえます。</p> <p>本事案はグループドミナンスに起因する問題であり、「持株体制下にあるNTTグループ全体としての市場支配力」を検証することが必要です。そのためには、ボトルネック設備に起因するものに加え、シェア、顧客基盤、調達力、技術力、販売力、信用力、ブランド力、広告宣伝力、資本関係といったNTTグループの総合的な市場支配力に基づくルールを導入を直ちに実施すべきと考えます。</p> <p>それまでの最低限の措置として、総務省と公正取引委員会が共同で策定した「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」に禁止行為の具体的事例として記載するべきと考えます。</p>
		<p>3-2) 特定関係事業者制度に係る禁止行為規制の運用状況に関する検証</p>		<p>特定関係事業者制度の趣旨は、禁止行為規制の適用による対処のみでは公正競争の確保に十分でないと考えられるものについて、特定関係事業者の指定を行うことにより、厳格なファイアーウォールを設けるものであり、こうした趣旨の下、現在NTTコミュニケーションズが第一種指定電気通信事業者であるNTT東・西の特定関係事業者として指定されていると理解しています。</p>

			<p>しかしながら、持株会社体制でグループ一体経営をしていることを踏まえると、NTTコミュニケーションズのみならず、NTTドコモやNTTファイナンスといった兄弟会社も特定関係事業者として規定すべきと考えます。</p> <p>加えて、前述のとおり、NTTグループにおける総合的な市場支配力に着目したルール導入をただちに実施すべきと考えます。</p>
<p>2 日本電信電話株式会社等に係る公正競争要件の検証</p>	<p>(1) 検証の対象</p>		<p>■NTTブランドの使用</p> <p>県域等子会社やNTTグループ各社は、NTT法第8条によって本来使用がNTT持株およびNTT東・西に限定されている「日本電信電話」=NTTブランドを「NTT東日本—〇〇」や「NTT〇〇」のように社名に冠することにより(別添資料参照)、NTT再編時の趣旨に反して公社時代から継承したブランド力を、法の趣旨を逸脱してグループ全体で使用していることから、直ちに使用を制限すべきです。</p> <p>■NTT東日本の「フレッツ・テレビ」の広告表示</p> <p>2010年度の検証結果では、「利用者が『フレッツ・テレビ』サービスをNTT東西による放送サービスと誤解することのないよう、NTT東西は放送サービスの提供主体が他社であることについて利用者が明確に理解できるようにする措置を十分に講じることが適切である。」とされており、2008年度の要請内容については注視するとされているところですが、平成23年7月時点の広告物(別添資料参照)を見ても何ら改善が見られず、「放送サービスの提供主体が他社であること」を利用者が視認しやすい表記になっているとは言えません。さらに、「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような表現についても、変化が見られない状況が続いています。</p> <p>NTT東・西が放送事業を行うことは禁止されており、提供主体がNTT東・西であるような誤解を利用者に与える広告手法は問題です。利用者への説明責任の観点からも、放送サービスの提供主体はオプティキャストであり、同社との契約が別途必要なことが理解できるように目立させて表示すべきと考えます。</p>

		<p>■活用業務制度の認可制から届出制への変更について</p> <p>活用業務制度は、NTT東・西の本来業務を地域通信市場に限定したNTT再編の趣旨を蔑ろにするものであり、本来であれば、ドミナント事業者であるNTTグループによる「グループドミナンスの行使」、「ボトルネック設備の保有」に係る諸問題を解決することが先決であるにもかかわらず、そのような問題を解決しないままNTT東・西の業務範囲拡大が認められてしまったというところに根本的問題があり、直ちに廃止すべきと考えます。</p> <p>「東・西NTTの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン」においては、活用業務の認可要件である、電気通信事業の公正な競争を確保するためにNTT東・西が講ずべき措置として7つのパラメータが規定されているところです。本規定自体は公正競争を担保する要件が網羅されているものの、競争事業者との同等性の確保やグループドミナンスの排除等の実効性が担保されていないことから、これまで認められてきたNGNをはじめとする活用業務によってNTT東・西の光ファイバシェアは74.4%（2011年3月末時点「電気通信サービスの契約数及びシェアに関する四半期データの公表（平成22年度第4四半期（3月末））」と依然として高止まりしている状況となっています。</p> <p>そのような状況であるにもかかわらず、本年6月8日に競争事業者22社が総務大臣宛に提出した連名要望書でも述べているとおり、認可制から届出制へと規制緩和されることによって、競争事業者はパブリックコメントを通して公式に意見を主張する場がなくなることに對し、NTT東・西は、公の場での議論を経ることなく短期間で活用業務を開始できるようになることから、公正競争上問題があるサービスであっても、まずは活用業務として届け出てサービスを開始することを繰り返し行うことで既成事実化し、なし崩し的に業務範囲を拡大する恐れがあります。</p> <p>そのため、省令・ガイドラインにおいて十分な事前届出期間や競争事業者の意見を反映する公の場を設ける等を規定し、同等性の確保やグループドミナンス排除の実効性を担保し、公正競争環境を確保した上で、慎重な運用をすべきと考えます。</p> <p>また、公正競争上支障があることが明白である移動体事業やISP事業等への参入の禁止、公正競争確保のための委員会等の設置による透明性確保や検証機能の強化等を実施し、その上で3年後の包括的検証において公正競争上の問題があると認定されれば、活用業</p>
--	--	--

		<p>務制度のみならずNTTの在り方を含めた競争政策全体を見直すべきと考えます。</p>
<p>3 競争セーフガード制度の在り方</p>		<p>■今後の検討に向けて</p> <p>現行の競争セーフガード制度の問題点としては、上述のように、PDCAサイクルが着実に実施されることがなく単なる形式的な制度となっていたこと、検証のプロセスが不透明であったこと、が挙げられます。</p> <p>このため、3年後の包括的な検証に向け、それまでの継続的な検証を有効なものにするためには、競争政策委員会による本制度の在り方の検討を通じて、本制度における検証プロセスを明確化し、実効性を確保することが必要です。具体的には、審議会や既存の委員会を活用した公開された審議の場を設け、NTTグループによる反競争的な行為に対する措置の実効性確保状況について検証を行い、問題がある場合は改善させるというPDCAサイクルを回すべきと考えます。</p>

<別添資料>
**競争セーフガード制度の運用に関する意見募集
に対する当社意見**

* 文中では敬称を省略しております。

2011年8月1日
KDDI株式会社

「フレッツ・テレビ」に関する小冊子 -表紙-

■「フレッツ・テレビ」の表紙にはNTTロゴマーク付きの「NTT東日本」のみで、提供主体である「(株)オプティキャスト」が明示されていない。

平成22年6月時点

地デジ化はお済みですか?
アンテナ要らずの地デジ対策

NTT 東日本

フレッツ・テレビ

6月スタート! フレッツ・テレビ 光で地デジ! スタートキャンペーン

フレッツ・テレビ新規お申し込みで
フレッツ・テレビ月額利用料 **半年間無料!**

※別途、フレッツ光、フレッツ・テレビの初期費用、フレッツ光の月額利用料がかかります。詳しくは、裏表紙をご覧ください。

地デジも BSデジも オプションで 専門チャンネルも

地デジ対策の強い味方!!

平成22年 6月現在 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県、北海道の各一部地域で提供中!

※北海道およびその他の一部エリアについては、「フレッツ 光ネクスト」での提供となります。
※「フレッツ・テレビ」の提供エリアについて詳しくは、裏表紙を別途お送りいたします。
※「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の営業状況などにより提供できない場合があります。

表紙には「NTT東日本」の文字とNTTのロゴマークのみで、変化が見られない。

「地デジ対策」という公的施策をNTT東日本が担っているかのような表現についても、変化が見られない。

平成23年6月時点

フレッツ・テレビ

NTT 東日本

フレッツ光で地デジ対策!

地デジOK?
いよいよ
アナログ放送終了!

初期費用・月額利用料がおトクに!

「フレッツ・テレビもっとおトクに!」
光で地デジキャンペーン実施中!

詳しくは、P2をご覧ください。

さらに、6月1日からフレッツ光の新料金プランが登場!

「フレッツ 光ライト」で、
お手頃に地デジ対策!

詳しくは、P2をご覧ください。

平成23年 6月現在

フレッツ・テレビ提供エリア:東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、福島県、北海道の各一部地域

※北海道およびその他の一部エリアについては、「フレッツ 光ネクスト」および「フレッツ 光ライト」(いずれもインターネット接続サービス)での提供となります。※「フレッツ・テレビ」の提供エリアについて詳しくは、裏表紙を別途お送りいたします。
※「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の営業状況などにより提供できない場合があります。※「フレッツ」とは「フレッツ 光ネクスト」、「フレッツ 光ライト」および「flets」(いずれもインターネット接続サービス)の総称です。

地デジ対策の強い味方!

ついにアナログ放送終了がやってくる! 対策が間に合わない、本当にテレビが観られなくなる! 中東支エリアの一部エリアでは、アナログ放送終了時期が異なる場合があります。

オススメポイント1

アンテナ無しで地デジも観られる!
光回線で受信するから、UHFアンテナ不要!
フレッツ・テレビで観られる放送

別面に記載されているものの、文字が小さく、表紙のNTT東日本のみのロゴと相俟って、オプティキャストが提供していることが判別しにくい。

●BSデジタル放送ならではの**多彩なチャンネル**も楽しめます!



BS日テレ 発る女 毎週月曜 23:30~24:00
BS朝日 鉄道・絶景の旅 毎週水曜 21:00~
BS-TBS 世界・夢列車に乗って 毎週月・火曜 20:00~20:54
BSフジ BSフジLIVE PRIME NEWS 毎週月曜~金曜 18時~19:55分(注:急断あり) 8時~9時 別表紙(注:BSデジタル放送)

※掲載している放送内容、放送時間は予告なく変更になる場合があります。

オプションで専門チャンネルも観られる! 詳しくは裏表紙をご覧ください。

オススメポイント2

電波状況に左右されないクリアな映像!

雨や雷などの悪天候でも映像が乱れにくく、また、高圧線、高層ビルが近くにあっても**安定したテレビ映像**を楽しむことができます。

※雷雨などの場合は、受信できないことがあります。



「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の提供する電気通信サービス「フレッツ光」(インターネット接続サービス)および「フレッツ・テレビ」伝送サービス、(有)オプティキャストの提供する放送サービス「オプティキャスト放送サービス」の契約により、地上・BSデジタル放送が受信できるようになります(別冊「フレッツ・テレビ」または「オプティキャスト」が対象です)。また、スカパー)の専門チャンネル放送の受信には、別途放送事業者が提供する放送サービスの契約、対応チューナーまたは専用機が必要となります。

●地デジ対策はメリットいっぱいの「フレッツ・テレビ」で決まり!

2011年7月
地デジ化完了



ポイント3

光月額利用料に加え、月々**682.5円**で始められる!

光料 + **フレッツ・テレビ 月額利用料 682.5円**
※オプティキャスト放送利用料210円/月を含みます。
※NHK受信料は含まれません。
※別途、初期費用がかかります。

ご利用料金について、詳しくはP5をご覧ください。

さらに、**テレビ何台でも同じ月額利用料!**

共用設備接続工事をすれば、家中のテレビで地デジもBSデジタル放送も観られて、しかも**月額利用料は変わりません!**

※複数のテレビで地上デジタル放送などを視聴される場合には共用設備接続工事(お客さまにて工事会社を希望される場合はNTT東日本平配(有)が必要)、「フレッツ光」のマンションタイプ 光配線方式で「フレッツ・テレビ」をご利用いただく場合、テレビ複数台を接続する共用設備接続工事は提供していません。

●さらに、**月額利用料半年間無料キャンペーン**でおトク!

※初期費用・月額利用料がおトクなキャンペーン情報について、詳しくはP6をご覧ください。

さらに! さらに!! **光の「地デジ対策」が、フレッツ 光ライト登場でお手軽に始められる!**

で「地デジ」●「BSデジタル放送」●「インターネット」が始められる!

月額利用料 **3,622.5円~** (内訳)
【フレッツ 光ライト】 【フレッツテレビ】
2,940円^{※1} + 682.5円^{※2}
プロバイダサービス利用料

※別途、初期費用がかかります。

【フレッツ 光ライト】月額利用料 基本料2,940円^{※1} 上層料金6,090円^{※2} 従量部分の通信料(200MB~1,200MB/月)31.5円/10MB
※1 契約開始日より1年以内(200MBまでは通信料無料)基本料のみでご利用いただけます。なお、ご利用の端末やソフトウェアによっては、お客様が電子メールの送受信、ホームページ閲覧などで一定の料金がかかります。また、通信料発生する場合があります。ご注意ください。92 1ヵ月あたり200MB以上利用した場合は、上層料金を別途お支払いいただきます。詳しくはP5をご覧ください。※インターネットのご利用にはフレッツ光の契約に加え、プロバイダとの契約が必要となります(別途月額利用料などがかかります)。

●こんな方には**特におすすめ!**

せっかく地デジ対策をするなら、この機会に**インターネットも始めてみたい方**

地デジ対策を機に、**BSも視聴してみたいとお考えの方**

※平成23年6月1日現在、「フレッツ・テレビ」提供エリア内の「フレッツ 光ライト」の提供エリアは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道です。提供エリアは別途提供予定です。

※平成23年6月現在、「フレッツ・テレビ」の提供エリアは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、北海道の一部地域です。北海道およびその他の一部エリアのみ利用可能です。「フレッツ・テレビ」の提供エリアについて詳しくは、お問い合わせください。

※「フレッツ 光ネクスト」および「フレッツ 光ライト」(いずれもインターネット接続サービス)での提供となります。「フレッツ光」のマンションタイプの場合、光配線方式

「フレッツ・テレビ」に関する小冊子 -別面-

平成22年6月時点

地デジ完全移行まであと1年!

おトクなキャンペーン実施中!



地デジ対応のテレビは欲しいけど、ウチって地デジ観られるの?あれこれ悩んでいるうちに、完全移行の2011年がやってきます!簡単に地デジ対策したいって方にはフレッツ・テレビがオススメです。

「フレッツ・テレビ」はNTT東日本の提供する電気通信サービス「フレッツ光」および「フレッツ・テレビ放送サービス」、株式会社オプティキャストの提供する放送サービス「オプティキャスト施設利用サービス」のご契約により、地上放送(デジタル/アナログ)とBS放送(デジタル/アナログ)が受信できるようになるサービスです。スカパー!の専門チャンネル放送の受信には、別途放送事業者が提供する放送サービスのご契約、対応チューナーまたは専用端末が必要になります。

地デジもBSデジもアンテナ無しで観られる!

光回線で受信するから、アンテナ不要でメンテナンスも必要なし!
アンテナ受信では電波障害を受けやすい場所でも、
光なら環境の影響を受けずいつでもクリアな映像が楽しめる!



平成23年度と平成22年度では、フォーマットや文言に若干の変更はあるが、基本的には他事業者のサービスである旨の表記としてはどちらも分かりにくい。

フレッツ・テレビで観られる放送 地上デジタル 地上アナログ BSデジタル BSアナログ

※地上放送(デジタル/アナログ)、BS放送(デジタル/アナログ)に対応したテレビまたはチューナーが必要となります。



光一本でぜんぶまとめておトクに!!

地デジもBSデジも楽しめることはもちろん、ネットも電話もまとめておまかせ! 快活に楽しめますよ!

*1 各サービスのご利用には「フレッツ光」の契約に加え、各サービスの契約が必要になります。
※インターネットのご利用には「フレッツ光」のご契約に加え、プロバイダとの契約が必要で月額、月額利用料がかかります。

※平成22年の6月現在、「フレッツ・テレビ」の提供エリアは東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、東京都、北海道の一部地域です。北海道およびその他の一部エリアについては、「フレッツ 光ネクスト」での提供となります。「フレッツ光」のマンションタイプの場合、光回線方式のみ利用可能です。「フレッツ・テレビ」の提供エリアについては詳しくはお問い合わせください。



地デジはもちろん、BSデジも観られる!

地デジに加え、BSデジならではの多彩なチャンネルが楽しめますよ!



BS11 光回線に 5月7日開始2010年5月5日開始
7月~10月~12月~12月

BSNHK 鉄道・総務の駅
毎週水曜 21:00~

BS-TBS グリーンの教え
毎週土曜 23:00~

BS7 PLANE PRIME NEWS
毎週 日曜 19:00~20:00
H20-10月~12月~12月

合計 7,717.5円 (税込)

ひかり電話A(エース) 1,575円(税込)

プロバイダサービス利用料

月額利用料半年間無料 キャンペーン実施中!

プロバイダサービス利用料

初期費用については裏表紙をご覧ください。
※複数のテレビで地上デジタル放送などを視聴される場合には共同設備接続工事(お客様にて工事会社と手配またはNTT東日本手配(有料))が必要となります。「フレッツ光」のマンションタイプ 光回線方式で「フレッツ・テレビ」をご利用いただく場合、テレビ設置金も廃止する共同設備接続工事は廃止しております。*1 「フレッツ・テレビ」でスカパー!光(※)をご利用いただく場合は、テレビ1台ごとにスカパー!光HD対応チューナー(レンタル)が必要です。



戸建てなら、こんなにおトクで家族みんなが楽しめる!
家中どこでテレビでも楽しめるから、家族団らんのリビングはもちろん書斎でも観ることが出来ます!
テレビ台数が多いご家庭でもAV機器をかえることなく、おトクにはじめられますよ!

6月スタート! フレッツ・テレビ 光で地デジ!スタートキャンペーン

キャンペーン適用期間内にフレッツ・テレビに新規加入されたお客様を対象に、**フレッツ・テレビ月額利用料682.5円(税込)を半年間無料!**

キャンペーンの内容	①フレッツ・テレビ放送サービス利用料472.5円(税込)を半年間無料 ※実売元NTT東日本 ②オプティキャスト施設利用料210円(税込)を半年間無料 ※実売元(株)オプティキャスト
※別途、フレッツ光、フレッツ・テレビの初期費用、フレッツ光の月額利用料がかかります。詳しくは、裏表紙をご覧ください。	
キャンペーン適用期間について	平成22年12月31日までにフレッツ・テレビを新規でお申し込みいただき、平成22年6月15日から平成23年3月31日まで「フレッツ光マンションタイプ 光回線方式」でフレッツ・テレビもご利用される場合は平成23年6月30日までにご利用を開始されたお客様が対象となります。
キャンペーン対象外	●平成23年5月14日以前にフレッツ・テレビをご利用開始されたお客様 ●フレッツ・テレビ録画・送受信オプションをご利用中のお客様および新規加入されたお客様 ●「ケーブルテレビ山形6フレッツ光」および「ニューデジタルケーブル6フレッツ光」の「フレッツ・テレビ放送サービス利用料 半年間無料キャンペーン」が適用されたお客様以外、フレッツ・テレビに新規お申し込みされたお客様
その他	●フレッツ・テレビの放送月+6ヵ月間の月額利用料無料の対象期間となります。 ●本キャンペーンの適用は、1利用記録(フレッツ・テレビをご利用いただくフレッツ光記録)につき1回までとなります。
キャンペーン実施元	NTT東日本、株式会社オプティキャスト

NTT東・西商品とNTTドコモ商品(セット販売)

The screenshot shows the NTT docomo website interface. At the top, the "docomo" logo is displayed in red. Below the logo is a navigation menu with six red buttons: "店舗案内" (Information), "お知らせ" (News), "ランキング" (Ranking), "サービス" (Service), "ドコモマイショップ" (Member), and "法人のお客様" (Corporation). Below the navigation menu, there is a text box with a message about the earthquake in the Tohoku region. To the right, there is a "基本情報" (Basic Information) section with a red header, displaying the address: 〒367-0044 埼玉県本庄市見福4-9-12 さいたまけんほんじょうしけんぶく, and a "拡大地図" (Enlarge Map) button. Below the navigation menu, there is a "お知らせ" (News) section with a red header. The main content area contains a promotional message about "フレッツ光" (Flets Light) services, which is highlighted with a red dashed border. A yellow callout box points to this message, containing the text: "ドコモショップによるフレッツ販売。さらに、セット割引も行われている。" (Flets sales by Docomo shops. Additionally, set discounts are also being offered.)

店舗案内
Information

お知らせ
News

ランキング
Ranking

サービス
Service

ドコモマイショップ
Member

法人のお客様
Corporation

このたびの東北地方太平洋沖地震および長野県北部の地震により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます

基本情報

〒367-0044
埼玉県本庄市見福4-9-12
さいたまけんほんじょうしけんぶく

拡大地図

お知らせ

■フレッツ光 大好評受付中■
みなさま！当店でフレッツ光が申し込めるのご存知ですか？
専任のスタッフがあなたのインターネット生活をサポートいたします。
申し込みと同時にケータイ購入の方には ¥ 10500お値引きいたします。
実は…この割引が人気なのです。ケータイ端末が高い…今だからこそ少しでも安くケータイを買っていただきたいです。
詳細は当店へお問い合わせ下さい。

ドコモショップによるフレッツ販売。
さらに、セット割引も行われている。

出典：ドコモショップ本庄店HP (<http://www.do-plaza.com/honjyo/pc/>)
平成23年7月時点

NTT東・西商品とNTTドコモ商品(県域等子会社-NTT東日本)

- ①NTT東日本—群馬(<http://www.ntteast-gunma.co.jp/goods/index.html>) ③NTT東日本—福島(<http://www.ntt-fukushima.com/product/docomo.html>)

- ②NTT東日本—山梨(<http://www.ntteast-yamanashi.co.jp/>)

- ④NTT東日本—山形(<http://www.ntteast-yamagata.co.jp/service/k-tai.htm>)

NTT東・西商品とNTTドコモ商品(県域等子会社-NTT西日本)

- ①NTT西日本—東海(<http://www.ntt-west-tokai.co.jp/original/act/mob.html>) ②NTT西日本—中国(<http://www.ntt-west-chugoku.co.jp/keitai.html>)

携帯電話販売		携帯電話販売			
・ NTT西日本-東海が運営する携帯電話販売各店をご案内します。					
	店名	連絡先	営業時間	定休日	所在地
愛知県	ドコモショップ 豊明店	0120-866841	10:00~19:00	無休	豊明市新田吉池16-19
静岡県	ドコモショップ 大仁店	0120-742788	10:00~19:00	水曜日	伊豆の国市吉田355-4

- ③NTT西日本—九州(<http://www.ntt-west-kyushu.co.jp/comm/docomo.html>)

(平成23年7月時点)

「NTT」ブランドの活用(NTT東日本)

企業情報

NTT東日本について

お知らせ

CSR活動

広報宣伝活動

採

ホーム > 企業情報 > NTT東日本について > グループ会社

グループ会社

2011年7月1日 現在

都道府県会社(17社)

- ▶ [\(株\)NTT東日本-東京](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-神奈川](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-千葉](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-埼玉](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-茨城](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-栃木](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-群馬](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-山梨](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-長野](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-新潟](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-宮城](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-福島](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-岩手](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-青森](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-山形](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-秋田](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本-北海道](#)

NTT東日本の支店なのか子会社なのか区別がつかない。

テレマーケティング分野(1社)

- ▶ [\(株\)NTTソルユ](#)

情報通信エンジニアリング分野

- ▶ [NTTインフラネット\(株\)](#)
- ▶ [\(株\)NTTエムイー](#)
- ▶ [アイレック技建\(株\)](#)
- ▶ [NTTレンタル・エンジニアリング\(株\)](#)

公社時代からの「NTT」ブランドを活用した社名。信用性を高め、営業活動にも優位。

不動産分野(2社)

- ▶ [\(株\)NTTル・バルク](#)
- ▶ [\(株\)NTT東日本プロパティース](#)

金融・カード分野(1社)

- ▶ [\(株\)NTTカードソリューション](#)

出典: NTT東日本HP (<http://www.ntt-east.co.jp/aboutus/group.html>)

平成23年7月時点

「NTT」ブランドの活用(NTT西日本)

(2011年7月1日現在)



出典:NTT西日本HP(<http://www.ntt-west.co.jp/corporate/group/>)
平成23年7月時点